

# 要 望 書

民主党 殿

平成 21 年 12 月 9 日

東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第 1 ビル  
(社) 全国運転代行協会

会長 加藤 平治

## 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の改正を求めることを要望いたします。

去る平成 14 年 5 月に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律が施行されましたがこの法律は飲酒運転防止と不適正な業務の規制を計り、利用者の安全と保護を計る為に制定されました。ところが制定後、全国的に代行業者の急激な増加によって料金のダンピング競争が激化し、適正料金が維持出来なくなり、代行業としての経営が制定前より厳しくなっております。

また白タク行為や 認可を取らずに代行を行う闇代行、無保険運行など、利用者の保護と安全が損なわれている現象が全国各地で多発しています

制定前の運転代行業者は 10 県 2,700 業者、従業員 40,000 人（推定）といわれておりましたが施行後 6 年間で（平成 21 年 7 月現在）8,000 業者、従業員 83,000 人と 3 倍以上となり更に毎年急激に増加しております。

又、代行業で従事する運転者は低賃金、オール歩合制、社会保険、労働保険などは殆どが未加入のままの状況で休憩所すら整備されていないという劣悪な環境のなかで働かざるをえなくなっております。ましてや最低賃金 1,000 円の時間給や時間外割増賃金など法律を遵守すれば事業の継続が危うくなるのは必至と思われまます。

事業主は殆どが代行業のみの専業では経営が成り立たず本業からの補填や事業主自ら就業してその給料で代行運転業の赤字補填をするといった、もはや事業といえない状況に陥っております。又、新規参入の代行業者は手軽に自家用車を転用して携帯電話 1 台で「業務」を行うことが出来るため、アルバイト代行 週末代行などの いわゆる、こずかい稼ぎの代行「業者」が適正料金を事実上破壊しているといえます。

このことは代行業界の流動化と無秩序をもたらし、ますます事業としての運転代行業の崩壊をもたらす原因ともなっております。

利用者の危険と直結する歩合給や、劣悪な労働環境を改善し安心して働ける職場環境を確立させるために私達は「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」を抜本的に改正すること以外に解決する事が出来ないと考えております。

運転代行事業者と従事者は飲酒運転撲滅の為に社会的要請・受け皿としての役割を果たし、利用者の利便と安全を確保するための責務を担っていることを誇りに感じて業務に励んでいるところではありますが、業界の未熟さと法の未整備故に自由な競争が節度無き競争となり・安全無視の違反走行と違法営業につながっております。

どうか私達の業界の窮状をご理解いただきまして「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の改正をお願いするものです。

以上

## 要望事項

1. 代行業で従事する労働者の労働条件を守り代行業者の営業を守る為に地域別の下限料金を制定すること。
2. 固定電話・無線機・休憩施設の設置を義務付けること
3. 新規認可の際、3台以下の随伴車両は認めないこと
4. 随伴車両の側面の標識はペイントで車両に直接書き込む形式に限定すること。
5. 利用者が安心して利用できるように現行の終身の認定制度を5年間の時限認定制度に改め講習制度を導入し代行業者のコンプライアンス意識を向上させること。
6. 無保険営業を根絶するために随伴用車両に保険証書を常備することを義務付けること。
7. 随伴用自動車に表示灯(行灯)の設置を義務付けること。
8. 代行業者が安心して営業出来るように暴力団による名義貸しやみかじめ料の徴集などに対する法的規制を強化すること。